

総務政策委員会記録

開会年月日	令和 7 年 8 月 27 日
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分
閉 会 時 刻	午前 10 時 37 分
出席委員名	◎西山則夫 ○大西要一 三野泰嗣 川口 浩
	井村貴志 岡田善行 辻 孝記
	浜口和久 議長
欠席委員名	なし
署 名 者	三野泰嗣 川口 浩
担 当 書 記	中谷圭佑
審 査 案 件	継続調査案件 公共施設マネジメントに関する事項 ・施設類型別計画第Ⅰ期取組結果について
	継続調査案件 総合計画推進事業に関する事項 ・伊勢市総合計画への関連計画の統合に伴う附属機関の見直しについて
	継続調査案件 郷土資料館の整備に関する事項 ・（仮称）伊勢市郷土資料館及びいせ市民活動センターについて
説 明 員	情報戦略局長、情報戦略局参事、企画調整課長、文化政策課長、 文化政策課副参事
	資産経営部長、資産経営部参事
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	その他関係参与

審査経過

西山委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に三野委員、川口委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、継続調査となっている「公共施設マネジメントに関する事項」外2件を順次議題とし、当局から説明を受け、質疑の後、それぞれ引き続き調査を行うことを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前9時58分

◎西山則夫委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、三野委員、川口委員の御両名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、配付の案件一覧のとおりでございます。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【公共施設マネジメントに関する事項】

〔施設類型別計画第Ⅰ期取組結果について〕

◎西山則夫委員長

それでは、「公共施設マネジメントに関する事項」についての審査をお願いします。

「施設類型別計画第Ⅰ期取組結果について」当局からの説明をお願いします。

資産経営部参事。

●丸山資産経営部参事

説明に入ります前に、資料の記載誤りによりまして、配付後に差し替えをしましたことにつきましておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

それでは、「施設類型別計画第Ⅰ期取組結果について」御説明を申し上げます。施設類型別計画の進捗につきましては、毎年度、行財政改革指針の取組テーマレポートで御報告をしておりますが、令和6年度末に計画の第Ⅰ期が終了しましたことから、今回、改めて第Ⅰ期分を取りまとめて御報告申し上げるものでございます。

資料1を御覧ください。まず、「1 概要」の（1）取組完了施設でございますが、第Ⅰ期取組対象施設116施設のうち、56施設において取組完了となり、その進捗率は48.3%となりました。次に、（2）更新等費用抑制額でございますが、こちらは30年間の計画期間全体の目標である460億円に対しまして104.3億円となり、進捗率は22.7%となりました。

次に、「２ 取組の状況」、（１）取組の進捗状況でございますが、取組が完了した56件の内訳といたしまして、除却や譲渡が完了したもの27件、除却や譲渡予定のもの20件、その他が9件となっております。

事業実施中、関係者協議及び庁内協議は取組中の案件でございますが、事業実施中の2件は、市民活動センターと令和6年度末で廃止となりました西豊浜町上区町民会館でございます。次に、関係者との協議を行っているものが51件、これは公民館等集会施設の譲渡などで、方針等を決定し、関係者との協議調整を進めているものでございます。庁内協議の7件は、指定管理者制度の導入について、庁内において協議を行っているものでございます。

次に、（２）更新等費用抑制額は、第Ⅰ期期間中の更新等費用抑制額104.3億円の内訳でございますが、取組完了により削減できた更新等費用削減額の合計188.5億円から、学校統合により新設した学校などの建設費相当額となる84.2億円を差引きして算出したものでございます。

次に、2ページの「３ 類型別の状況」を御覧ください。こちらは1ページの「２ 取組の状況」でお示ししました進捗状況や更新等費用抑制額を、計画にある施設類型別に分類したものでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

第Ⅰ期の取組完了件数が計画の約半分となりましたが、これは、取組の対象となる施設が市民の方の生活に直接関わってくる施設も多いことから、関係する団体など、市民の方の声を聞きながら丁寧に説明して進めてきたことなどにより、一部の施設で取組の遅れや見直し時期の変更などが生じる結果となりました。

今後につきましても、当計画は市の重要課題であるとの認識を持って、第Ⅰ期に予定をしておりました事業の速やかな取組完了を関係課と共に目指すとともに、第Ⅱ期の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、「施設類型別計画第Ⅰ期取組結果について」御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

副委員長。

○大西要一副委員長

1点だけ御確認というか教えていただきたいんですが、御説明いただいて、更新等費用抑制額、こちらの計算式が概要の（２）で書いてございます。ここの計画期間の目標値ということで、施設類型別計画の4ページに目標値というのがありますので、そのページを見てみたんですが、この460億円、こちらがどこに書かれているのか教えていただきたいと思うんですが。

◎西山則夫委員長

資産経営部参事。

●丸山資産経営部参事

こちらはですね、新しく一部改訂をしました施設類型別計画の中でですね、24ページのほうに、公共施設マネジメントにおける目標値の達成程度というところがあるんですけども、こちらですね、今回のこの計画に載っているような事業を何もせずに普通に更新を行うと、いくらぐらいかかるでしょう、というのが更新等費用ということで、この表の中の「A」という形で示してございます。それから今回のこの計画で記載をしております、サービス提供形態見直し後の更新等費用というのを「A'」というので示しております、そちらを差引きした、表の下から2番目にございます「A-A'」、抑制される更新等費用というところの合計でですね、460億円というのを示してございますので、こちらを目標値として示しておるものでございます。よろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

副委員長。

○大西要一副委員長

4ページを見させていただいたところで、これは財源のほうがゼロにしていかなければいけない、そのまま更新したときに費用が足りないという表ですかね。説明いただいたように24ページでは、新たな形であれば、抑制額が出てくるというふうに理解してよろしいでしょうか。

◎西山則夫委員長

資産経営部参事。

●丸山資産経営部参事

おっしゃるとおりでございます。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「施設類型別計画第Ⅰ期取組結果について」を終わります。

「公共施設マネジメントに関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

【総合計画推進事業に関する事項】

〔伊勢市総合計画への関連計画の統合に伴う附属機関の見直しについて〕

◎西山則夫委員長

次に、「総合計画推進事業に関する事項」についての御審査をお願いします。

「伊勢市総合計画への関連計画の統合に伴う附属機関の見直しについて」当局からの説明を願います。

企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、「伊勢市総合計画への関連計画の統合に伴う附属機関の見直しについて」御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。まず、「1. 背景」についてでございます。令和7年2月13日の総務政策委員会にて御協議をいただきました、第3次伊勢市総合計画・後期基本計画の策定方針におきまして、後期基本計画については、伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略、スマートシティ伊勢推進構想、行財政改革指針の3つの計画を包含統合する形で策定することとしております。

次に、「2. 目的」でございます。後期基本計画の関連計画の統合に伴い、附属機関の一本化を図ることにより、政策・施策の一貫性を持った審議、迅速で柔軟な審議を図ろうとするものでございます。

続きまして、「3. 見直し内容」でございます。伊勢市附属機関条例に基づき設置しております伊勢市まち・ひと・しごと創生会議、スマートシティ伊勢推進構想策定委員会、伊勢市行政改革推進委員会の3つの附属機関を廃止するとともに、伊勢市総合計画条例に基づき設置しております、伊勢市総合計画審議会の委員定数を現在の15人以内から20人以内へ増員することといたします。

最後に、「4. 時期」についてでございますが、現在策定を進めております、第3次伊勢市総合計画・後期基本計画が策定された後に見直すことといたします。なお、本件につきましては、令和7年9月定例会におきまして、附属機関の見直しに係る条例改正を議案提出いたしたいと考えているところでございます。

以上、「伊勢市総合計画への関連計画の統合に伴う附属機関の見直しについて」御説明申し上げます。御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。
続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「伊勢市総合計画への関連計画の統合に伴う附属機関の見直しについて」を終わります。

「総合計画推進事業に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

【郷土資料館の整備に関する事項】

〔（仮称）伊勢市郷土資料館及びいせ市民活動センターについて〕

◎西山則夫委員長

次に、「郷土資料館の整備に関する事項」についての御審査をお願いします。

「（仮称）伊勢市郷土資料館及びいせ市民活動センターについて」当局からの説明をお願いいたします。

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

それでは、「（仮称）伊勢市郷土資料館及びいせ市民活動センターについて」御説明申し上げます。

資料３－１の１ページを御覧ください。始めに、「１．（仮称）伊勢市郷土資料館」でございます。（１）施設名称は、伊勢市歴史博物館としたいと考えます。（２）運営方式は直営といたします。（３）管理運営の①業務内容でございますが、展示公開、教育普及、資料収集・保管、調査研究のほか記載の業務を行います。②職員体制は、館長及び学芸員等を配置したいと考えます。

次に、（４）開館形態でございますが、①休館日は、水曜日と12月29日から翌年1月3日までといたします。これまでの調査により、水曜日は観光客が比較的少ない曜日であること。最寄りのせんぐう館の休館日が第2、第4火曜日であること。市内の他の博物館施設が水曜日以外を休館日としていることなどを参考としております。②開館時間につきましては、午前9時から午後5時までと考えております。次に、③観覧料金につきましては、一般の方が1人300円、高校生以下は無料としたいと考えております。また、記載のとおり減免措置なども講じてまいります。

次に、（５）今後のスケジュールでございますが、9月定例会へ、施設の設置条例案を提出したいと考えております。なお、施設につきましては、令和8年3月中に展示製作業

務を完了させ、準備ができ次第、開館したいと考えております。

続きまして、2ページを御覧ください。「2. いせ市民活動センター」につきまして御説明いたします。(1)の①施設使用料等でございます。料金体系につきまして、北館はこれまで、午前、午後、夜間、全日としておりましたが、今後は1時間単位に変更いたします。なお、南館は貸出し形態に変更がないこと、既に1時間単位での設定であることから、現行のとおりといたします。

資料3-3をお願いいたします。北館の施設及び冷暖房設備の使用料につきまして、上段に改修前を、下段に改修後の料金をそれぞれお示ししております。改修後の施設使用料につきましては、改修前の全日使用料を基に、1時間当たりの単価を割戻し、使用するホール、会議室の面積に応じて単価を設定しております。次に、冷暖房設備使用料につきましては、北館1階の消費電力を基に、使用する区分に応じて設定をしております。なお、資料3-2に北館の見取図を表記しておりますので、併せて御高覧ください。

資料3-1の2ページにお戻りください。(1)の②休館日、開館時間については、改修前と同様、休館日は水曜日と12月29日から翌年1月3日まで。開館時間は午前9時から午後10時までといたします。

次に、(2)管理業務運営でございます。①施設の管理方法変更についてでございますが、北館1階及び南館をいせ市民活動センター、2階を郷土資料館とそれぞれ別個の施設として設置をすることから、保守点検業務や光熱水費の管理など、共通する部分につきましては、市が直営で対応をいたします。一方、いせ市民活動センターにおける清掃、修繕、備品管理及び貸出し業務に関しましては、従来どおり指定管理者により行います。②指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間といたしまして、より効率的な施設管理を実現するため、この間、管理運営について検証してまいります。なお、期間が短いことから公募は行わず、現行の特定非営利活動法人、いせコンビニネットを指定管理者としたいと考えております。

最後に(3)今後のスケジュールでございますが、9月定例会にいせ市民活動センター条例改正のため、議案を提出したいと考えております。改修工事につきましては、令和8年1月末に完成、準備ができ次第、まず南館を再開し、北館1階は郷土資料館展示製作業務の完成後に再開をしたいと考えております。

以上、「(仮称)伊勢市郷土資料館及びいせ市民活動センターについて」御説明を申し上げました。御協議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

三野委員。

○三野泰嗣委員

それでは、いせ市民活動センターのほうで1つだけお聞きしたいと思います。今回の改修なんですけど、市民の皆様にとっては学びや交流の機関となる重要な事業で、多くの方が完成を心待ちにされてるものと思っています。その中でも特に北館の料金体系の改定についてお伺いしたいんですけども、従来は午前、午後、夜間といった区分であったんです

けど、今後1時間単位に変更されるということで、この改定によって利用者にとっては負担増となるのか、それとも利用しやすくなるのか、市としてどのような影響を想定しているのか、そのあたりちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

◎西山則夫委員長
市民交流課長。

●山下市民交流課長

お答えいたします。今回の変更によりまして、利用者は、必要な時間だけ予約できるようになります。例えば1時間や2時間といった短い時間の利用が可能となることで、これまで以上に利用しやすくなり、利用者の増加を期待するところです。以上です。

◎西山則夫委員長
三野委員。

○三野泰嗣委員

今御説明いただいたように、短時間の利用がしやすくなるという点では確かに利便性が高まるのかなと、そのように理解したんですけども、一方でこれまで午前や午後と区分で比較的長時間で利用してきた団体にとっては、結果的に負担が増える場合もあるのではないかなとちょっと懸念するんですけども、市としてこれまでの利用実績をどのように分析していて、この改定が利用者にとってどのように影響を及ぼすのかなと思いますので、そのあたりちょっと改めて伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎西山則夫委員長
市民交流課長。

●山下市民交流課長

これまでの午前、午後、夜間といった時間枠の間に当たる、例えば12時から13時とか、17時から18時の時間帯にも利用料金が発生するようになります。ただし、先ほどの説明と重なるところがございますが、長時間利用される団体にとっても、必要な時間だけを予約し、借りていただく仕組みとなるため、より気軽に利用していただけるようになるのではないかと考えているところです。また、改修後は、予約のしやすさや利便性の向上についても積極的にアピールしてまいりまして、多くの方に施設を御利用いただければと考えておるところです。以上です。

◎西山則夫委員長
三野委員。

○三野泰嗣委員

ありがとうございます。いずれにしましても市民活動を担う団体ですとか、若い世代に

とって利用しやすく、かつ持続可能な料金体系であることが最も大切と思っていますので、今後とも利用者の声を丁寧に反映しながら、よりよい施設運営となるよう取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

川口委員。

○川口浩委員

郷土資料館についてお伺いします。まず運営方式なのですが、直営方式とした理由をお聞かせください。指定管理者制度等、いろいろほかにも選択肢はあったかと思うんですが、その辺の理由を御説明ください。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

現在、歴史文化に関する市民対応や、資料調査等の業務は文化政策課が担当しておりますが、新たな博物館開館後には、これら業務は博物館が引き継ぐこととなります。ここでは、職員体制を強化し、調査研究の充実や資料の公開活用を拡大することで、より高い付加価値の創出を目指してまいります。そのためには、安定的かつ持続的に運営ができる体制として、直営としたいと考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

川口委員。

○川口浩委員

運営ノウハウの蓄積ですとか、職員、スタッフの方の処遇面を考えると、直営という判断は私は賢明だったかなというふうに思っておりますけれども、この体制についてなんですけれどもね、館長、学芸員等で何人ぐらいをどういう雇用形態で、会計年度任用職員等も含めてお考えになっているのか教えてください。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

現時点で具体的な職員体制、これはお答えができないんですが、これまでも御説明させていただいてきたとおり、博物館としてふさわしい展示公開、あるいは教育普及活動、こういった様々な事業活動を安定的に実施できる体制といたしまして、館長、学芸員等の必要な数を配置したいと、このように考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

川口委員。

○川口浩委員

直営ということで職員の人事ローテーションの中にも組み込まれていくと思うんですけども、学芸員の配置についてですね、当初歴史博物館に配属されなくても、その後の人事異動で配属する必要が出てきた場合、市役所内にどれぐらいの人材がいらっしゃるのかとか、その辺いかがでしょうか。

◎西山則夫委員長

情報戦略局参事。

●上田情報戦略局参事

伊勢市の職員の中にもですね、学芸員の資格を持っている職員はいると認識をしております。当然その中で、人事異動も含めて、配置されるものと考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

川口委員。

○川口浩委員

分かりました。もう一点、料金についてお伺いしたいんですけども、一般300円、高校生以下無料とされてます。高校生以下無料という判断は、これはよろしいかと思えますけれども、この一般300円というこの根拠、理由を教えてください。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

今回、一般の観覧料金を300円という形で御提案をさせていただいておりますが、その根拠といたしましては、施設の維持管理経費の一部を、この観覧料金収入で賄ってまいりたいと、このように考えております。

この料金の設定根拠、算出根拠でございますが、施設の維持管理経費、観覧料金収入のいずれも推計額となりますが、それぞれとのバランス、また、他館の観覧料金、このあたりを参考といたしまして、設定をしております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

川口委員。

○川口浩委員

博物館法の規定によると、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」とあります。「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」というふうにあります、この文面、字面を読む限りでは、無償化が望ましいのかなというふうにも捉えられるんですが、その辺いかがですか。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

委員御指摘のとおり、博物館法に公立博物館に対する各種規定がされております。その中で、利用に対する対価を徴収してはならないとありますが、ただし、館の維持運営のためにやむを得ない場合、この場合は必要な対価を徴収することができると、このような規定になっております。これに基づきまして全国の公立博物館は、この考え方、趣旨に配慮しながら、多くの館が有料としているところです。

当市といたしましても、今後この博物館をですね、安定的に機能を保ちながら、運営していくためには、一定の財源が必要と、これを利用者から頂戴したいと、このように考えて、高校生以下無料という配慮の下、このような形で考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

川口委員。

○川口浩委員

今御説明いただきました。確かに文化庁の調査などを見ても、公立博物館全国597館、これ、平成29年度のちょっと古い統計ですけども、有料が597館のうち465館、78%、無料が132館、22%ということで、大勢は有料というふうにあるというのは、私も理解はするんですが、300円という価格ですね、今後も物価高騰等ありますけれども、経済情勢などによって、極端な値上げとかね、そういうことのないように、抑制していただければ、一番博物館の趣旨、法律の趣旨にもかなうのかなと思っておりますので、その辺御努力していただければと思います。以上です。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

辻委員。

○辻孝記委員

少し聞かせてください。まずは、伊勢市歴史博物館のほうであります、休館日ですが、水曜日と12月29日から1月3日というふうに、ここにうたわれております。これのですね、根拠、先ほど説明はあったんですが、今回設置されるこの伊勢市歴史博物館の位置関係を

考えますと、新年の外宮参拝等がたくさんみえる時期だろうというふうに私は思うんですが、この間を休みにするという理由がちょっとよく分からなくて。先ほど、水曜日は観光客も少ない曜日だというふうな説明がありましたが、観光客の多い日ということを考えますと、この年末年始というのはですね、どのように考えるべきなのかなというふうにちょっと疑問を感じますが、そのお考えをお聞かせください。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

委員御指摘のとおり、水曜日の休館設定というのも、観光客が少ない日を選んだわけですし、年末年始こそという御意見かと思いますが、基本といたしましては、年末年始は休館という形で設定をしたいと考えておりますが、今後ですね、管理運営を進めていく中で、多くの方に御覧いただけるように、この年末年始も含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。近くにはせんぐう館もですね、博物館としてありますが、せんぐう館はこの年末年始はどのような形になっているんでしょうか、分かっておれば教えてください。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

せんぐう館につきましては、年末年始、開館されております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

辻委員。

○辻孝記委員

例えば年末12月31日から1月1日にかけてというのが、参拝者の方々がみえるのかなというふうに思っておりますが、せんぐう館も開いているようなことも伺うんですが、その辺の時間帯もですね、どのようなことを今後考えられるのか、ちょっとお聞かせください。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

今の御質問は、年末年始を開けるとしたらということですね。まず、年末年始を開けるかどうか、ここからまず検討してまいりたいと考えておりますので、その際には効果的な開館時間、職員体制含めてですね、開館する場合は、そこも含めて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

辻委員。

○辻孝記委員

開館するのがですね、予定としては令和8年3月ということで、この条例提案されるのがこの9月の議会ということでもありますので、条例制定するときにはまだ年末年始を迎える段階ではないかなというふうには思っておりますが、その次の年、令和8年の12月31日からのことを考えたときにですね、早急な条例改正をしやなあかんのかなというふうに考えてしまうんですが、その辺のところは別に問題がないというふうに理解していいんでしょうか。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

今の御指摘はですね、もう年末年始を開館するということが定例と申しますか、もう毎年開けるんですということであれば当然、条例上そのような形に整備をしないといけないと考えておりますけども、あるいは年々の状況を見ながらですね、今年は年末年始、開けようということで、臨時的に開館ということであれば、これはただし書を設けまして、必要がある場合に臨時に開館することができると、これは他の施設でもそのような規定がよくありますので、このいずれかの条例整備、対応ということになろうかと思えます。この辺、改めて検討してまいります。以上でございます。

◎西山則夫委員長

辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。そのあたり考えてください。よろしくお願いします。

少し聞かせてもらいたいんですが、博物館という大きなお名前を付けていただけるということで、すごく期待をしておるわけですが、伊勢市歴史博物館が建った段階です、この博物館は何を目指すのかなということがちょっと分かりにくいかなというふうに思います。博物館法の中にはですね、登録博物館とか博物館相当施設とか博物館類似施設というふうな形でですね、累計に分かれている部分がございます。伊勢市はこのうちのどれを目指していく予定なんでしょうか。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

議員から御指摘いただいた、博物館の位置づけになりますが、こちらも博物館法という法律の中で、登録博物館、あるいは令和5年に法改正がありましたので、登録博物館、もしくは、指定施設とこの2種類がございます。私どもこれから整備をする博物館につきましては、登録博物館の認定を受けることも視野に入れて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

辻委員。

○辻孝記委員

登録博物館を目指すということで伺いました。登録博物館となるといろんな特典等もあるかというふうに思っております。当然それにはハードルも当然あるかというふうに思いますが、そのハードルとか特典等をですね、もし御紹介いただければなというふうに思うんですが、よろしくお願いします。

◎西山則夫委員長

文化政策課副参事。

●古川文化政策課副参事

博物館として登録の認定を受けるためには、様々な登録基準というものがございます。施設の状況、あるいは職員の配置状況、あるいは館の事業活動がどの程度行われているか、様々な登録基準、これをクリアしないといけないということになります。

このような多岐にわたる項目の評価を受けて、その末に認定を受けるという結果になりますので、施設としての信頼性、これを社会的な認知を得ることができる、これがまず1点目のメリットと考えます。

また、文化庁などによる、各種補助金の対象となる場合がありますので、今後、博物館を運営していく中で展示の充実、あるいは事業活動を推進していくための財源確保にもつながるものというふうに考えております。

これらが主なメリットと考えております。以上でございます。

◎西山則夫委員長

辻委員。

○辻孝記委員

様々なメリット、まだまだあるのかなというふうに思いますが、せっかく今回リニュー

アルして、博物館としてやっていこうという気概も含めて感じさせていただきましたので、しっかりと取り組んでいただいて、登録博物館を目指して頑張っていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

あとそれから、いせ市民活動センターのほうについて少しだけお聞かせください。管理業務の関係であります、今回指定管理を1年間だけにされるということなんですが、その理由というのはいかがなものかちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎西山則夫委員長

市民交流課長。

●山下市民交流課長

今回、北館2階に郷土資料館が設置されることに伴いまして、管理業務の分担が大きく変わります。市としてもコストを含めまして、効率的な施設管理を図るため、今回の改修に併せ、長期の指定管理期間を設定するのではなく、まずセンターを稼働させながら、指定管理者が担当する業務範囲などの見直しも図っていきたいと思っております。このような理由から1年とさせていただきました。以上でございます。

◎西山則夫委員長

辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。業務内容をこの1年間でしっかりと見極めて、その後、3年、5年という指定管理という形になっていくのかなというふうに理解させていただきました。

その辺もしっかりと今回の改修工事ですね、コストがどれだけかかるのか、様々あるかというふうに思います。先ほど、料金体系の話もあったわけですが、本来そこも含めて反映されるべきなのかなというふうに私は思うんですが、取りあえずは現在使われておられる方も、今まで使われておった方もみえますので、その辺が配慮されての料金かなというふうに思っておりますので、この辺はいいかと思っております。その辺を1年間、しっかりと見極めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「（仮称）伊勢市郷土資料館及びいせ市民活動センターについて」を終わります。

す。

「郷土資料館の整備に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

本件については、引き続き調査を継続いたします。

以上で本日御審査願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時37分

上記署名する。

令和7年8月27日

委員長

委員

委員